

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第17号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成30年太田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「小規模特定事業の規制」を「小規模埋立等事業の規制」に改める。

第1条中「及び市民の安全」を削る。

第2条第3号中「小規模特定事業 土砂等埋立等区域（土砂等による埋立て等を行う区域をいう。以下同じ。）」を「小規模埋立等事業 土砂等による埋立て等を行う区域（以下「埋立等区域」という。）」に改め、「土砂等埋立等区域」を「埋立等区域」に改める。

第4条中「、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講ず」を削り、「土砂等埋立等区域」を「埋立等区域」に改める。

第5条第2項中「又は災害」を削る。

「第3章 小規模特定事業の規制」を「第3章 小規模埋立等事業の規制」に改める。

第7条を次のように改める。

（小規模埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の届出）

第7条 小規模埋立等事業を行おうとする者は、埋立等区域ごとに、土砂等の搬入を開始しようとする日の30日前までに市長に土砂等の搬入計画（以下「搬入計画」という。）を届け出なければならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

- (1) 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
 - (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）
 - (3) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
 - (4) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等による埋立て等
- 2 前項の搬入計画を届け出ようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名）
 - (2) 埋立て等の目的
 - (3) 埋立等区域の位置及び面積
 - (4) 小規模埋立等事業を行う期間
 - (5) 埋立等区域に搬入する土砂等の数量
 - (6) 埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の届出書には、埋立等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条を次のように改める。

(土砂等の搬入計画の変更の届出)

第9条 第7条第1項の搬入計画の届出をした者は、同条第2項第1号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事項を変更しようとする日の10日前までにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、相続、合併又は分割があったことにより同項第1号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、当該相続、合併又は分割があった日から30日以内に届け出るものとする。

第10条を次のように改める。

(土砂等の搬入の事前届出等)

第10条 第7条第1項又は前条の規定による届出（以下「搬入計画の届出等」という。）をした者は、当該届出等をした埋立等区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出の場所ごと及び同一の排出場所から搬入する土砂等の数量が規則で定める数量を超えるごとに、規則で定めるところにより、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、生活環境の保全のため緊急の必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出には、埋立等区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が規則で定める基準（以下この条において

「性状基準」という。)に適合していることを証する書面並びに当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で、規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと市長が認めたとき。
- (2) 当該土砂等が、規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等である場合で、当該法令等の規定に基づき採取されたものであることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。

3 市長は、搬入計画の届出等をした者が搬入しようとする土砂等が性状基準に適合しない場合であって、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、当該搬入計画の届出等をした者に対し、第1項の規定による届出に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

第11条の見出し中「小規模特定事業の完了等の手続」を「小規模埋立等事業の完了等の届出」に、同条第1項中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に改め、同項第1号中「許可等を受けた小規模特定事業」を「搬入計画に係る小規模埋立等事業」に改め、同項第2号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第12条から第15条までを次のように改める。

第12条から第15条まで 削除

第16条第1項中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をし

た者」に、「許可等に係る小規模特定事業区域」を「搬入計画に係る埋立等区域」に、「(小規模特定事業区域)」を「(埋立等区域)」に改め、同条第2項中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に、「許可等に係る小規模特定事業区域」を「搬入計画に係る埋立等区域」に改める。

第17条を次のように改める。

(書類の備置き等)

第17条 搬入計画の届出等をした者は、搬入計画を届け出た日から当該届出等に係る小規模埋立等事業を完了し、若しくは廃止する日まで、当該届出等に係る第7条第2項の搬入計画(第9条の変更の届出をした場合にあっては、その届出書を含む。)の写しその他規則で定める書類及び図面を当該届出等に係る埋立等区域又は届出等をした者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該小規模埋立等事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 搬入計画の届出等をした者は、当該届出等に係る小規模埋立等事業を完了し、若しくは廃止した日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条を次のように改める。

(改善命令等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、搬入計画の届出等をした者に対し、期間を定めて小規模埋立等事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて小規模埋立等事業の停止を命ずることができる。

(1) 搬入計画の届出等をした者が第10条第1項の規定に違反し、

届出をしていないと認めるとき。

- (2) 第16条第1項の規定に違反し、土壌検査を実施せず、若しくはその結果を報告せず、又は同条第2項の規定に違反し、報告をしなかったと認めるとき。
- (3) 搬入計画の届出等をした者が第17条第1項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
- (4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。
- (5) 第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第21条第1項を削り、同条第2項中「第9条第1項」を「第9条」に、「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に、「災害」を「土壌の汚染」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を削る。

第22条中「又は災害の発生の防止」を削り、「土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

第23条第1項中「土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条第2項中「土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、「帳簿、」を削る。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第27条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第27条 削除

第28条に見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「又は第19条」を「、第19条又は第21条」に改める。

第29条第1号中「第10条第1項又は第12条第2項」を「第7条第1項、第9条又は第10条第1項」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「第15条第2項又は第16条第1項若しくは第2項」を「第16条第1項又は第2項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第30条第1号中「第9条第3項又は」を削る。

第31条中「第27条」を「第28条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成30年太田市条例第43号。以下「旧条例」という。）第7条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けて行われている小規模特定事業については、当該許可を受けた期間が満了する日（この条例の施行の日後に期間の変更の許可を受けた場合は、その期間が満了する日）までの間は、旧条例の規定（第9条第1項（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する変更の場合に限る。）及び第21条第1項の規定を除く。）の適用を受けるものとする。